

(趣旨)

第1条 この規則は、鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(昭和44年鯖江・丹生消防組合条例第13号。以下「給与条例」という。)第12条の規定に基づき、鯖江・丹生消防組合職員(以下「職員」という。)の在宅勤務等手当支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(意義)

第2条 この規則に規定する「在宅勤務等」とは、給与条例第12条第1項に規定する勤務のことをいう。

(在宅勤務等の場所)

第3条 給与条例第12条第1項の規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

(1) 職員の配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)または2親等内の親族の住居

(2) 前号に定めるもののほか、管理者が認める場所

(正規の勤務時間から除かれる時間)

第4条 給与条例第12条第1項の規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

(1) 鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年鯖江・丹生消防組合条例第1号)第8条の2第1項に規定する超勤代休時間または給与条例第20条第3項に規定する休日等に割り振られた勤務時間(いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。)

(2) 休暇により勤務しない時間および前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があった時間(1月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間)

第5条 給与条例第12条第1項の規則で定める期間は、3か月とする。

(確認)

第6条 任命権者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、在宅勤務等を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他同項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 任命権者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

(支給日等)

第7条 在宅勤務等手当は、給料の支給日に支給する。

2 在宅勤務等手当の支給日前において離職し、または死亡した職員には、当該在宅勤務等手当をその際支給する。

3 職員がその所属する給与の支給義務者を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の在宅勤務等手当は、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該在宅勤務等手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

(支給期間等)

第8条 職員が新たに給与条例第12条第1項の職員たる要件を具備すると認められた場合には、同項に規定する規則で定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。